

富士市表彰条例に基づく市長表彰候補者選考基準内規

- ・制定：昭和42年10月 1日
- ・改正：平成 5年10月 1日
- ・改正：平成 9年 8月 1日
- ・改正：平成18年 4月 1日

調書の提出があったものにつき、概ね次の基準により選考するものとする。

1. 年齢基準

60歳以上の者を対象とする。但し、善行、発明工夫、あるいは人命救助等に著しい功績がある者についてはこの限りではない。

2. 身上基準

罪を犯した者、犯罪容疑者、経営上の欠陥や社会的不道德のある者、その他表彰するにふさわしくない行為のある者は差し控える。

3. 選考除外基準

功績の区分にもよるが、戦前のみ功績者（地方自治関係等）は原則として除く。

4. 基準年数

各区分による基準は次の表による。ただし、功績が顕著な者は該当者とみなす。

区 分	基 準	年 数
地方自治功勞 (第2条第1項 第1号該当者)	①公職による特別職 地方公共団体の長	8年以上
	地方公共団体の議会議員	16年以上
	②常勤の特別職 ③非常勤の特別職並びに法令等に基づく各種行政委員 ・委員会委員及び市の部長・課長	16年以上 25年以上
教育文化功勞 (第2条第1項 第2号該当者)	教育関係歴	30年以上
	学術・技芸・体育・文化関係歴	40年以上
産 業 功 勞 (第2条第1項第3号 第9号該当者)	事業歴	40年以上
	業界団体歴	20年以上
社会福祉功勞 (第2条第1項 第5号該当者)	事業歴又は福祉団体歴	30年以上
保 健 衛 生 功 勞 (第2条第1項 第6号該当者)	事業歴又は業界団体歴	40年以上
治 安 維 持 水火災防護功勞 (第2条第1項 第8号該当者)	関係機関の職歴又は団体歴	30年以上
地 域 社 会 功 勞 (第2条第1項 第11号該当者)	1団体活動歴が10年以上あり、通算の団体活動歴	30年以上

※その他の功績区分については、ケースによって検討する。

(注1) 事業歴とは、同一業務に従事した期間をいう。

(注2) 団体歴とは、各分野の社会的に認められた公共性の高い団体に携わった期間をいう。

5. 経験年数算出基準

(イ) 戦前だけの功績の場合・・・3の選考除外基準による。

(ロ) 戦前、戦後を通じて功績があった場合・・・戦前戦後を通算した年数とするが、戦前については、1/3を減算した年数をもって経験年数とする。

(ハ) 同一の時期に活動の異なる2つ以上の団体に携わった者の場合、いずれか1つの団体の在職年数をとる。ただし、時を異にし他の分野での活動歴がある場合は、その活動歴の1/3を合算し、基準年数とする。

(ニ) 地域社会功労の場合は、異なった時期のそれぞれの分野の活動歴を合算し、通算の基準年数とする。

6. 換算率

地方自治功労等で基準年数の異なる公職の年数の換算は、公職歴の内区分の高いものを基準職とし、次に掲げる換算率により換算する。

区 分		基準年数	換 算 率		
公選による特別職	地方公共団体の長	8年以上	基準職		
	地方公共団体の議会議員	16年以上	1/2 (0.5)	基準職	
常 勤 の 特 別 職		16年以上	2/5 (0.4)	4/5 (0.8)	基準職
非常勤の特別職並びに法令等に基づく各種行政委員・委員会委員及び市の部長・課長		25年以上	8/25 (0.32)	16/25 (0.64)	20/25 (0.8)

※この他、区分の異なる功績年数の換算については、相互間で検討し加味することができる。